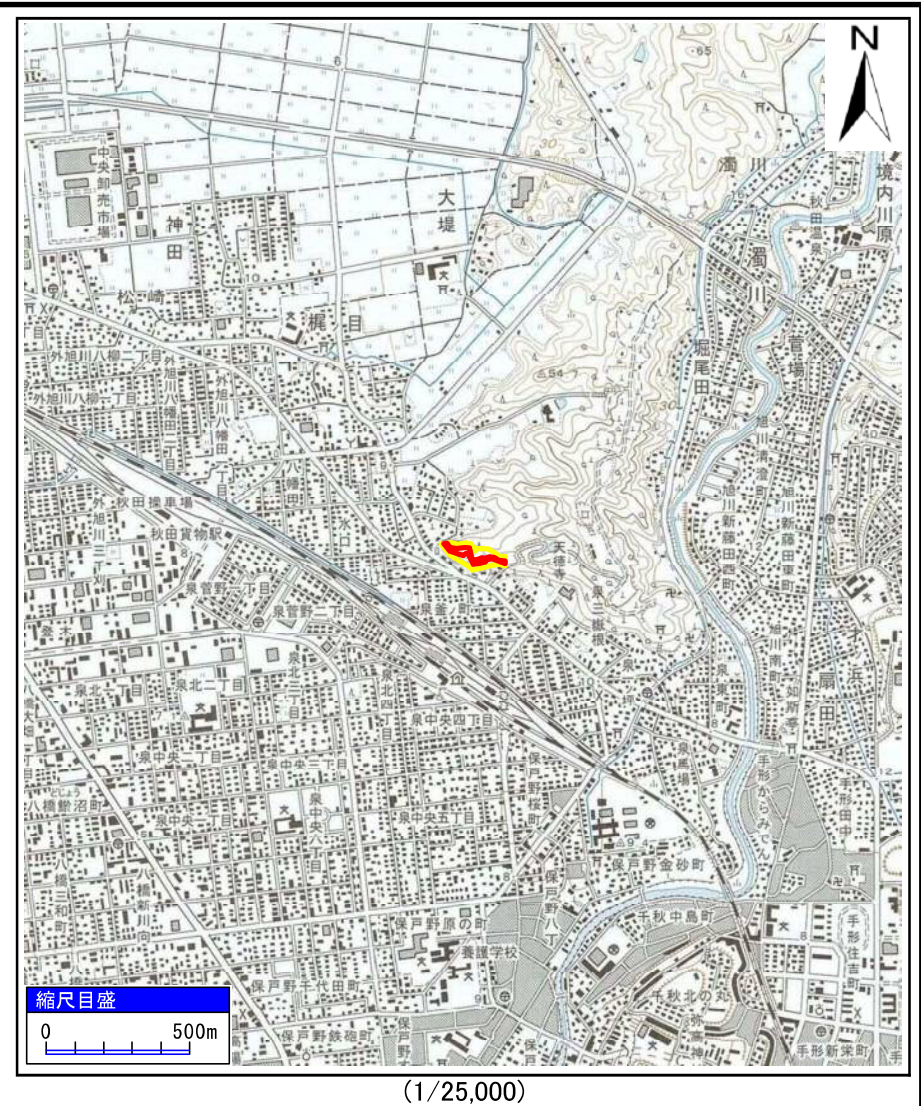
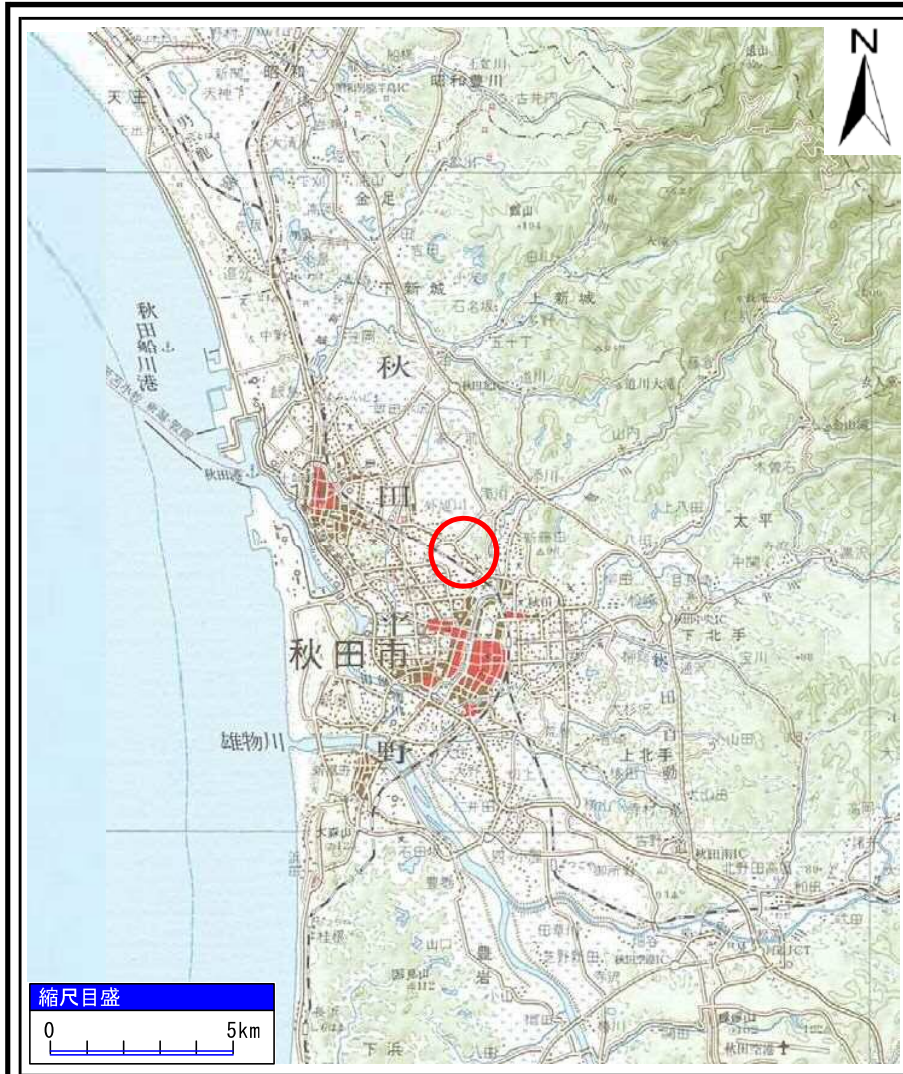


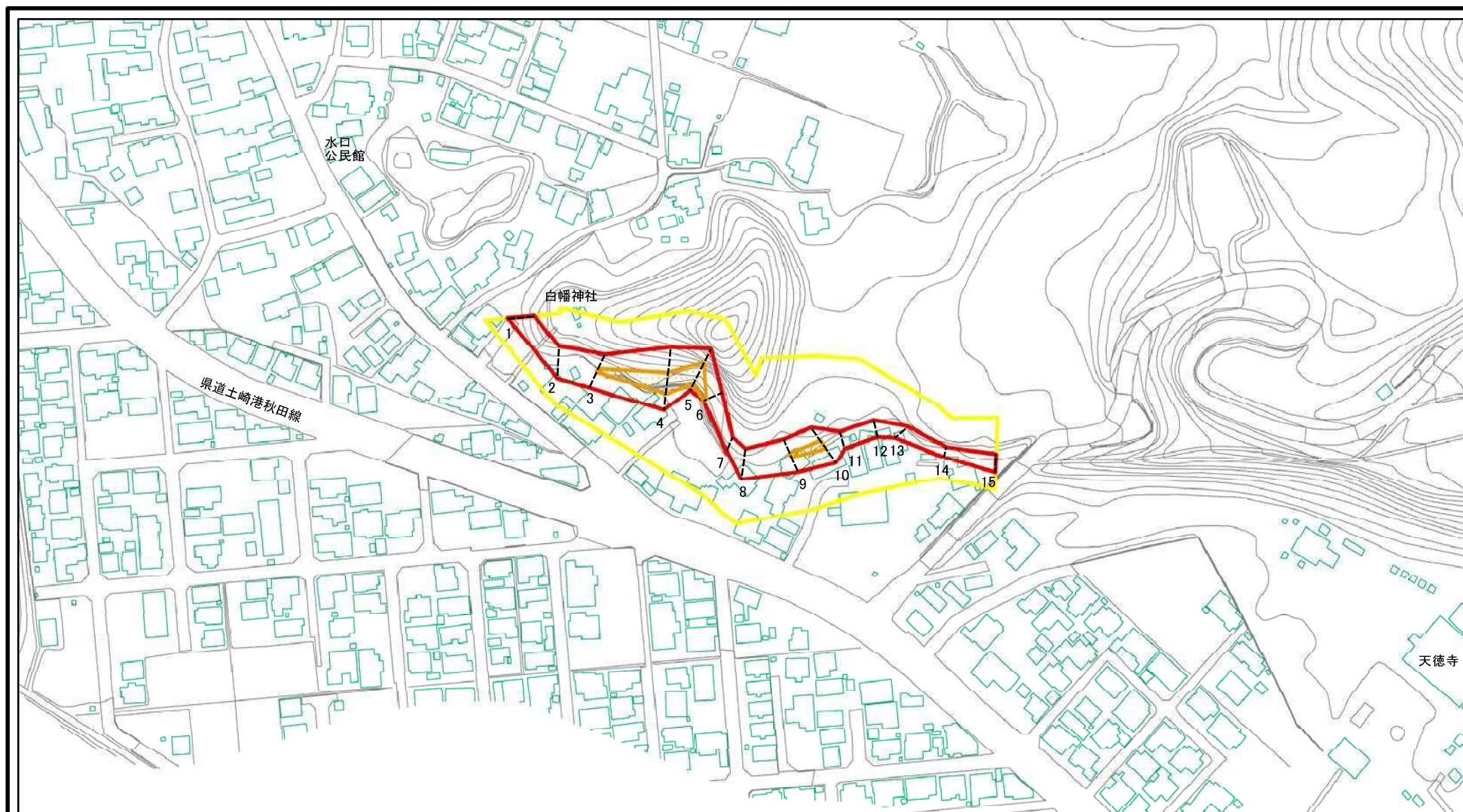
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その1)



様式-1(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 位置図	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
	箇所番号	I-406
	箇所名	水口
	所在地	秋田県秋田市泉三嶽根15、同市泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の20万分の1地勢図及び2万5千分の1地形図を複製したものである。(承認番号 平29情複、第1335号)」

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



0 25 50 100  
m

図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2(急)</b> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:2,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-406	
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第358号	箇所名	水口	
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域			告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市泉三嶽根15、同市泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎	
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域							
	それ以外の区域							

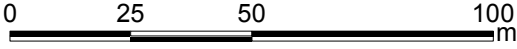
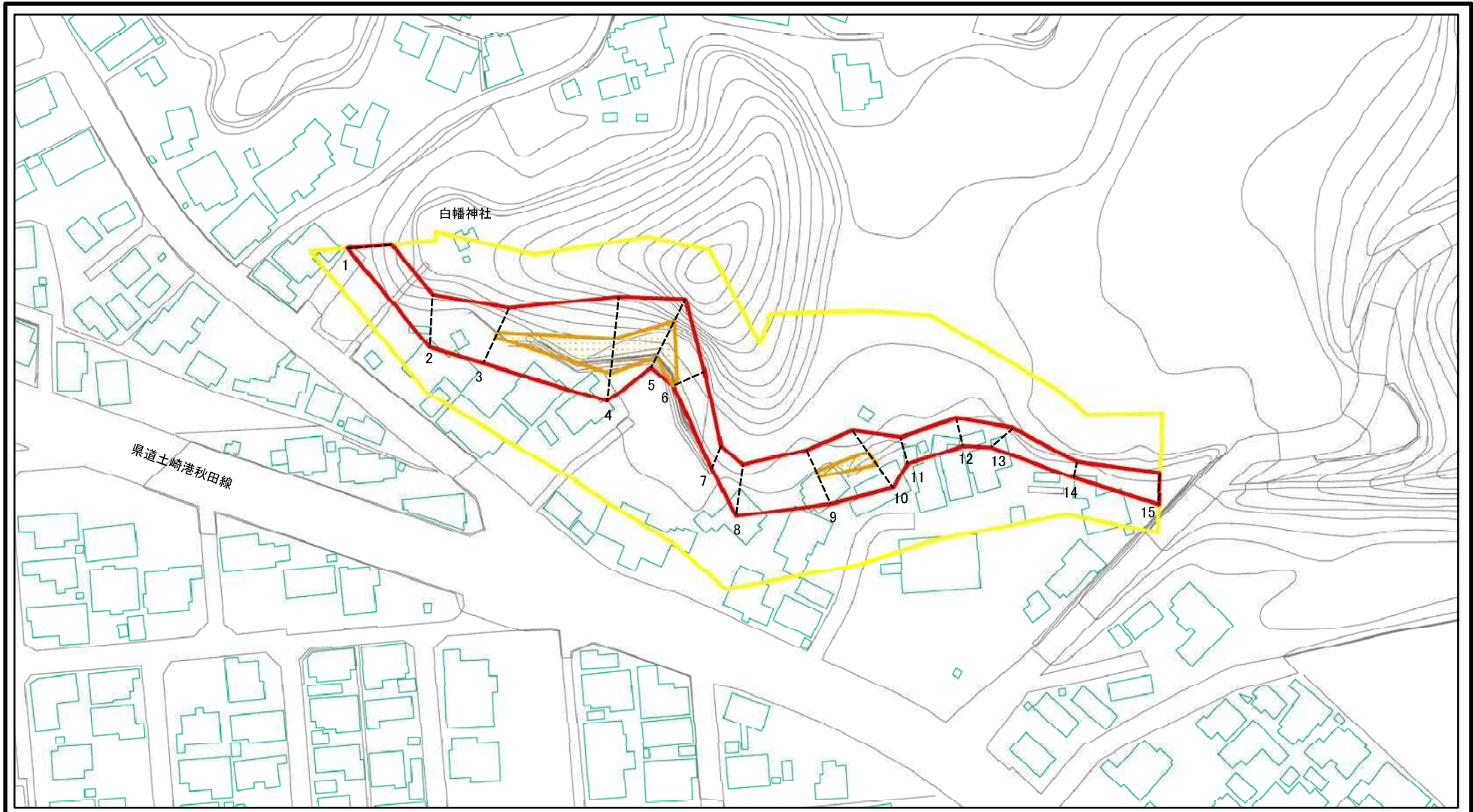
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2(急)</b> 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(その1)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-406
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第358号	箇所名	水口
	土砂等の(移動)高さが1m以下の場合、土砂等の移動による力が100kN/mを超える区域		縮尺	告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市泉三嶽根15、同市泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎
	土砂等の堆積の高さが3mを超える区域		1:2,500				
	それ以外の区域						

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-1(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域  
区域図(その2)

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

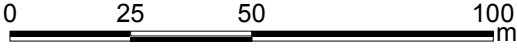
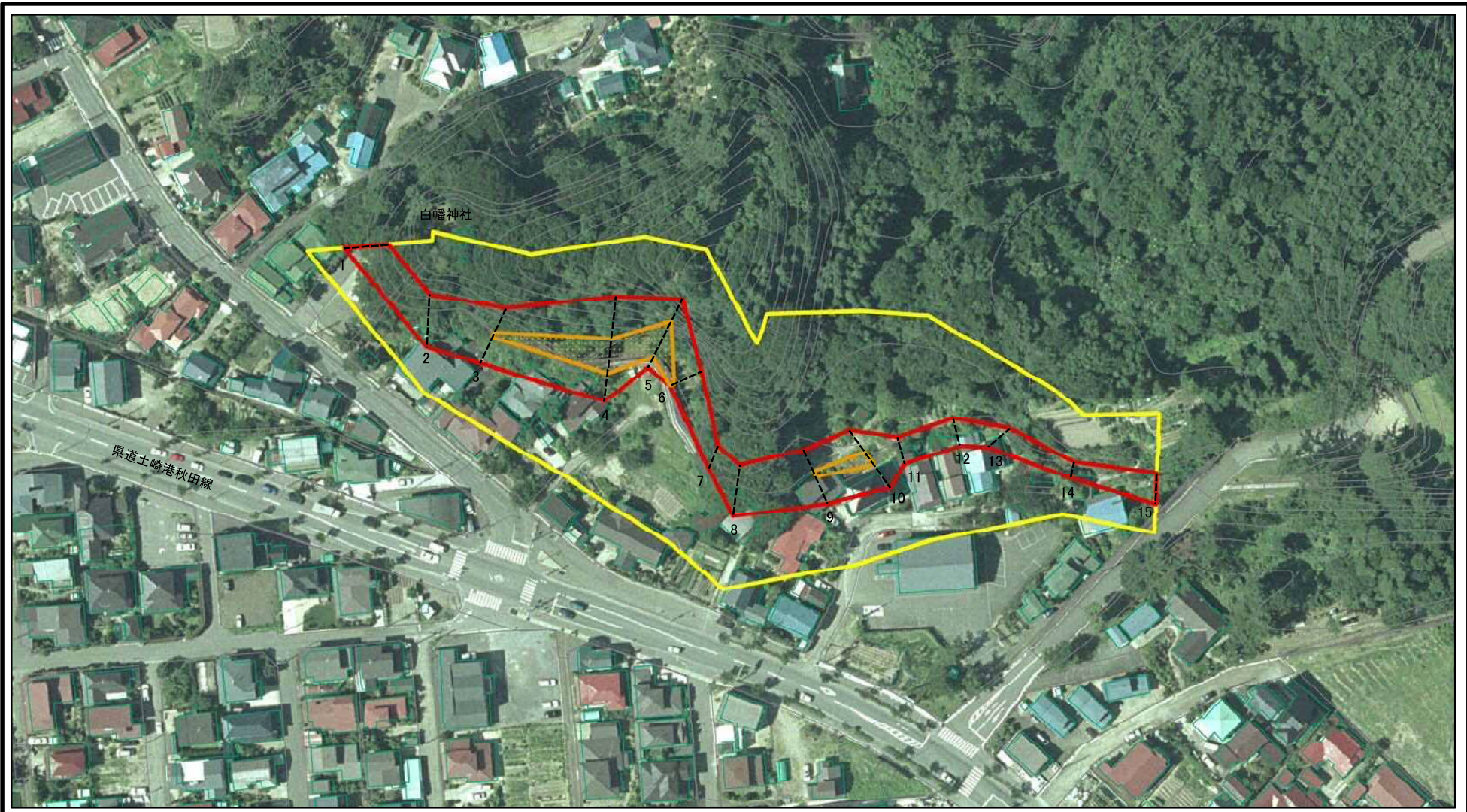
N

縮尺  
1:1,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第358号
告示年月日	平成30年7月13日

箇所番号	I-406
箇所名	水口
所在地	秋田県秋田市泉三嶽根15、同市泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎

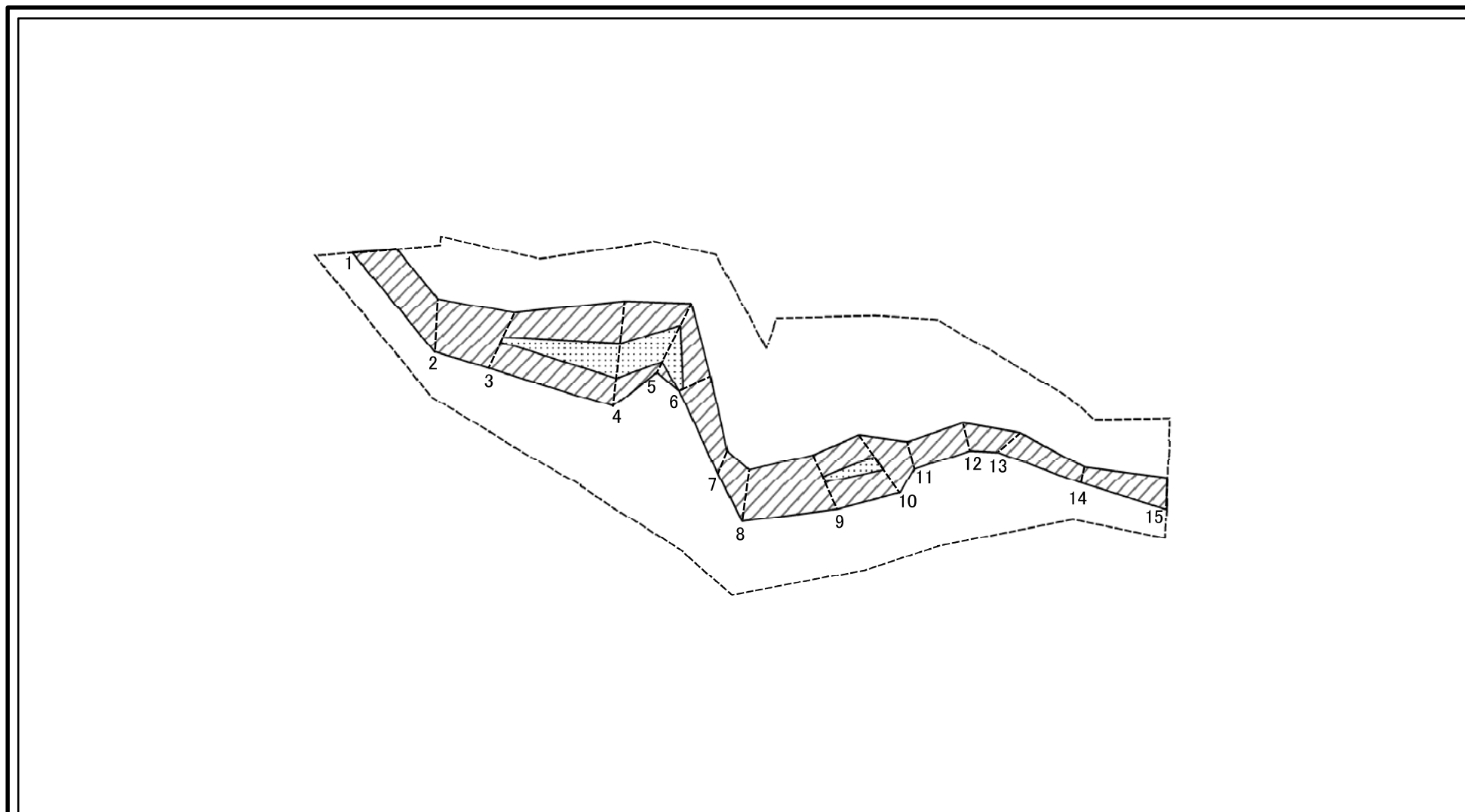
# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

<b>様式-2-1(急)</b> <b>土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域</b> <b>区域図(その2)</b>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-406
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	第358号	箇所名	水口
	それ以外の区域			告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市泉三嶽根15、同市泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-2(急)  
土砂災害特別警戒区域の区域区分図  
(急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により  
建築物の地上部に作用すると想定される力)

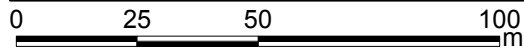
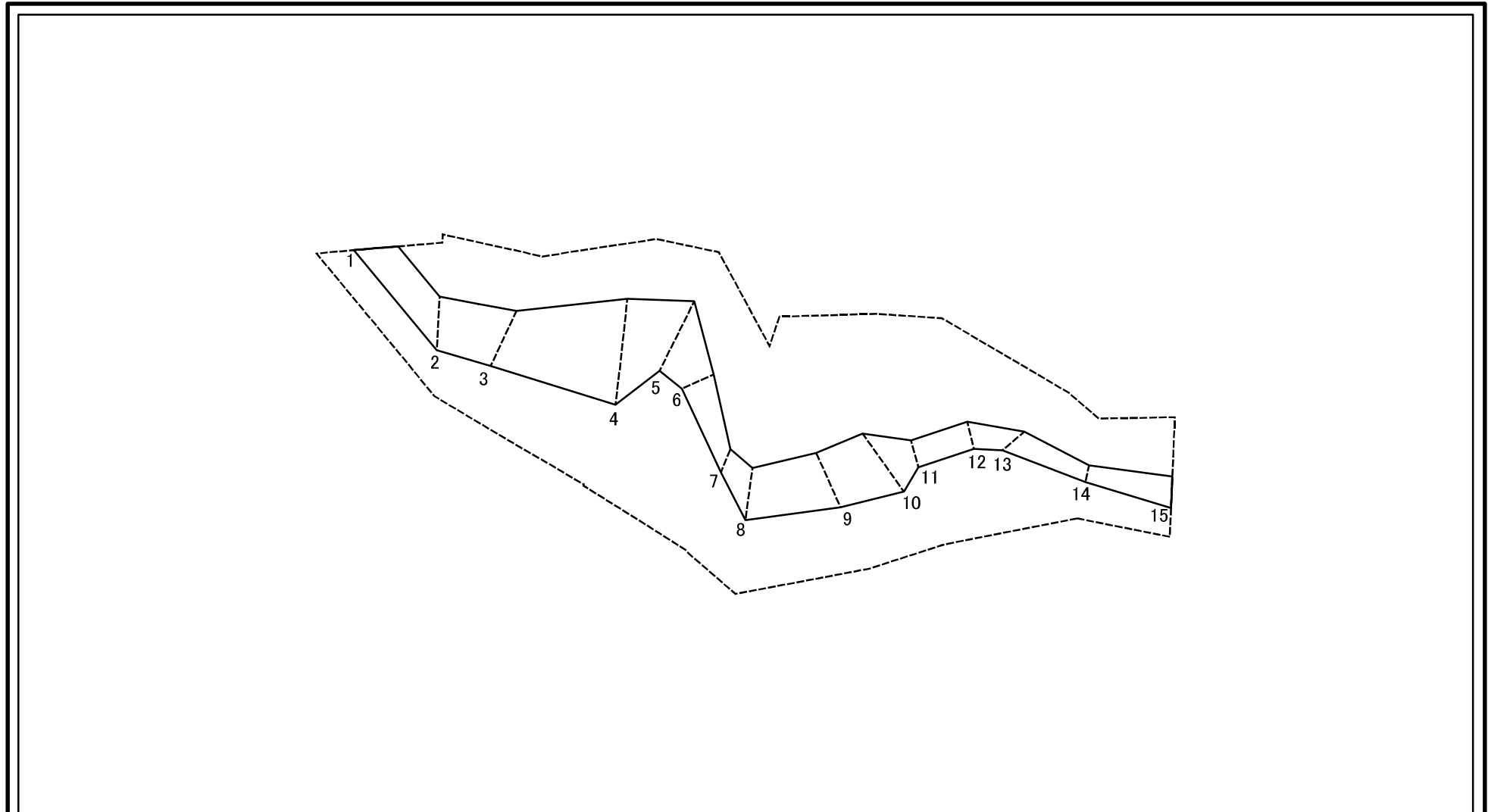
土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域	
土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域	
それ以外の区域	

N	
縮尺	1:1,500

自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
告示番号	第358号
告示年月日	平成30年7月13日

箇所番号	I-406
箇所名	水口
所在地	秋田県秋田市泉三嶽根15、同市泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その2-3)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式-2-3(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,500	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-406
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	第358号	箇所名	水口
		それ以外の区域			告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市泉三嶽根15、同市 泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎

# 土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書(その3)(案)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m <sup>2</sup> を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
1 ~ 2	-	-	96.49	1.00	-	-	11.07	2.11	~								
2 ~ 3	-	-	100.00	1.00	-	-	11.48	2.19	~								
3 ~ 4	115.95	1.00	100.00	1.00	-	-	11.48	2.19	~								
4 ~ 5	139.43	1.00	100.00	1.00	-	-	15.73	3.00	~								
5 ~ 6	139.43	1.00	100.00	1.00	-	-	15.73	3.00	~								
6 ~ 7	-	-	100.00	1.00	-	-	10.97	2.09	~								
7 ~ 8	-	-	94.85	1.00	-	-	14.15	2.70	~								
8 ~ 9	-	-	100.00	1.00	-	-	14.15	2.70	~								
9 ~ 10	114.12	1.00	100.00	1.00	-	-	12.97	2.47	~								
10 ~ 11	-	-	100.00	1.00	-	-	11.52	2.20	~								
11 ~ 12	-	-	65.37	1.00	-	-	11.47	2.19	~								
12 ~ 13	-	-	73.06	1.00	-	-	11.47	2.19	~								
13 ~ 14	-	-	73.06	1.00	-	-	12.68	2.42	~								
14 ~ 15	-	-	76.06	1.00	-	-	12.68	2.42	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式-3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-406
	告示番号	第358号	箇所名	水口
	告示年月日	平成30年7月13日	所在地	秋田県秋田市泉三嶽根15、同市泉字三嶽根及び同市外旭川字山崎